

岩倉市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が施行する「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（緑の街並み推進事業）」に基づく間接補助事業として、市内にある敷地及び建築物（国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。以下「敷地等」という。）において、樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。以下同じ。）の植栽又は既存樹林地での園路整備等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業及び交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める対象事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象事業を行う敷地又は建築物を所有する個人又は法人
- (2) 補助金の交付申請日において、徴収金（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号で定める、市税並びにその督促手数料、延滞金、過小申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納していない者

2 対象事業は、別表第2に定める要件のいずれかに該当する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした事業
- (2) 土地又は建物に定着していない移動可能なものに係る事業
- (3) 既にこの要綱の規定に基づく対象事業とされたことのある敷地等における事業

(4) この補助金以外で既に交付を受け、又は交付を受けようとする事業

3 対象事業は、当該年度の12月末日までに第4条の規定による交付申請書が受理され、同条の規定による交付決定を受けた日以後に当該対象事業に着手し、かつ、当該年度の2月末日までに第7条に定める手続が完了するものでなければならない。

4 対象事業により設置される緑化施設（以下「緑化施設」という。）の管理者（以下「管理者」という。）と申請者は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。

5 申請者が、対象事業を行う敷地等の所有者と異なるときは、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で、補助金の申請をしなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市内にある同一の敷地等において、対象事業を重複して行う場合における補助金の額は、別表第1に定める金額の合計金額とする。この場合において、その合計金額が500万円を超えるときは、500万円を限度とする。

(交付の申請及び決定)

第4条 申請者は、岩倉市緑化推進事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類(第7号及び第8号に掲げる書類にあつては、当該事由に該当するときに限る。)を添付して、対象事業に着手する前に市長に3部提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2)
- (2) 事業費内訳明細書(様式第1-3 a から f までのうち必要なもの)
- (3) 事業費を証明する書類(見積書等)
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 事業に係る図面(計画平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))
- (6) 対象事業施工前の現場写真(現況写真等で状況が把握できるもの)
- (7) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書
- (8) 事業実施敷地等所有者の承諾書
- (9) 維持管理に関する誓約書(様式第2)
- (10) 岩倉市税等の完納を証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で、申請者に岩倉市緑化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3)により補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。

(計画の変更等)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容の変更を行おうとするときは、岩倉市緑化推進事業変更承認申請書(様式第4)に対象事業の変更内容がわかる書類を添付して、市長に3部提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で、補助金の交付決定の内容を変更し、岩倉市緑化推進事業変更承認通知書(様式第5)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付額については、前条の規定により通知した

交付決定金額を上限とする。

(補助事業の廃止又は中止)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業を廃止し、又は中止しようとするときは、岩倉市緑化推進事業中止承認申請書(様式第6)を市長に1部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者に岩倉市緑化推進事業中止承認通知書(様式第7)により通知するものとする。

(完了実績報告)

第7条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに岩倉市緑化推進事業完了報告書(様式第8)1部に、次に掲げる書類をそれぞれ3部添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第8-2)

(2) 事業に係る図面(完成平面図、緑化構造図)

(3) 写真(着手前、施工中、完成)

(4) 事業費用支払領収書の写し又はこれに類するもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の岩倉市緑化推進事業完了報告書の提出があったときは、書類審査を行うほか、必要に応じて現地調査を行い、対象事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、岩倉市緑化推進事業補助金交付額確定通知書(様式第9)により申請者に補助金交付額の確定を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金は、前条の規定により補助金交付額の確定を通知された申請者から岩倉市緑化推進事業補助金請求書(様式第10)が提出された後に交付するものとする。

(表示板の設置)

第10条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助制度により事業を実施した旨の表示板(様式第11)を対象事業の施行箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の管理)

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、対象事業が完了した後においても、緑化施設の管理に努めなければならない。

(状況報告)

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、市長から特に指示があった場合には、岩倉市緑化推進事業緑化施設状況報告書(様式第12)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に1部を提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面(計画平面図、緑化工法のわかる図面(断面図等))
- (3) 現況写真

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

2 市長は、申請者からの申出又は職権による調査により、緑化施設をやむを得ない事由により除却せざるを得ないと認めるときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた申請者は、補助を受けて取得した財産を市長の承認なしで処分してはならない。ただし、補助金交付後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間を超えた場合はこの限りではない。

2 市長は、補助金の交付を受けた申請者が第1項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

対象事業	交付対象経費	補助金の額
(1) 屋上緑化 (2) 壁面緑化 (3) 空地緑化 (4) 駐車場緑化 （緑化対象面積の合計が 50 m ² 以上であること。） (5) 生垣設置 （植栽の延長が全て公道又は隣地境界に面しており、かつ、延長 15m 以上及び 1m 当たり 2 本以上植樹すること。） (6) 園路整備等 （既存民有樹林地の対象規模が 200 m ² 以上であり、かつ、整備する園路等の面積が 50 m ² 以上であること。）	(1) 緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）並びに灌水施設に係る費用、生垣設置に係る工事費並びに表示板の設置に係る工事費。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間の見込みが 2 年程度以上のもので、土地、建物に定着していない移動可能なものを除く。 (2) 民有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板及び案内板の設置に係る費用	1 補助金の額は、交付対象経費の 2 分の 1 の額の 1000 円未満の端数を切り捨てたものとする。なお、補助金の額が 10 万円未満の場合は、補助金は交付しない。ただし、生垣設置については、3 万円を最低限度額とする。 2 補助金の額の最高限度額は、500 万円又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。 (1) 屋上緑化、壁面緑化 緑化対象面積 × 3 万円 / m ² (2) 駐車場緑化 緑化対象面積 × 2 万円 / m ² (3) 空地緑化 緑化対象面積 × 1.5 万円 / m ² (4) 生垣設置 生垣設置延長 × 5 千円 / m (5) 園路整備等 工事面積 × 1 万円 / m ²

備考 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）第 9 条第 1 号並びに第 2 号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下、消費税等）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

- ① 個人事業者ではない個人

- ② 消費税法における納税義務者とならない事業者
- ③ 免税事業者
- ④ 簡易課税事業者
- ⑤ 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）
又は消費税法（昭和63年法律第108号）別表第3に掲げる法人
- ⑥ 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- ⑦ 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

別表第2（第2条関係）

- ①公開性があること。
- ②緑地面積が1,000 m²以上であること。
- ③中高木による植栽の面積が緑化面積全体の25%以上であること。

この表において、「公開性があること」とは、一般に開放されていること、管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること、又は誰でも眺望できること等をいう。